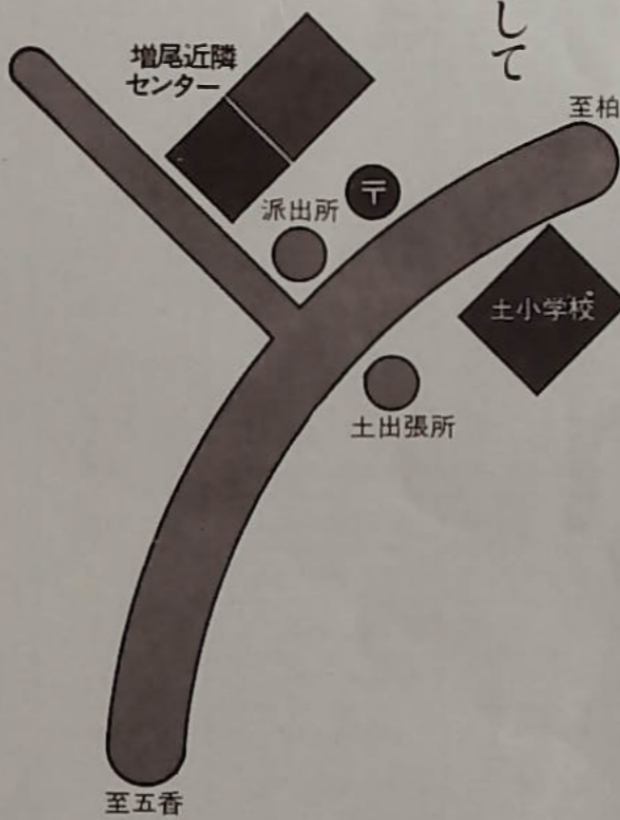


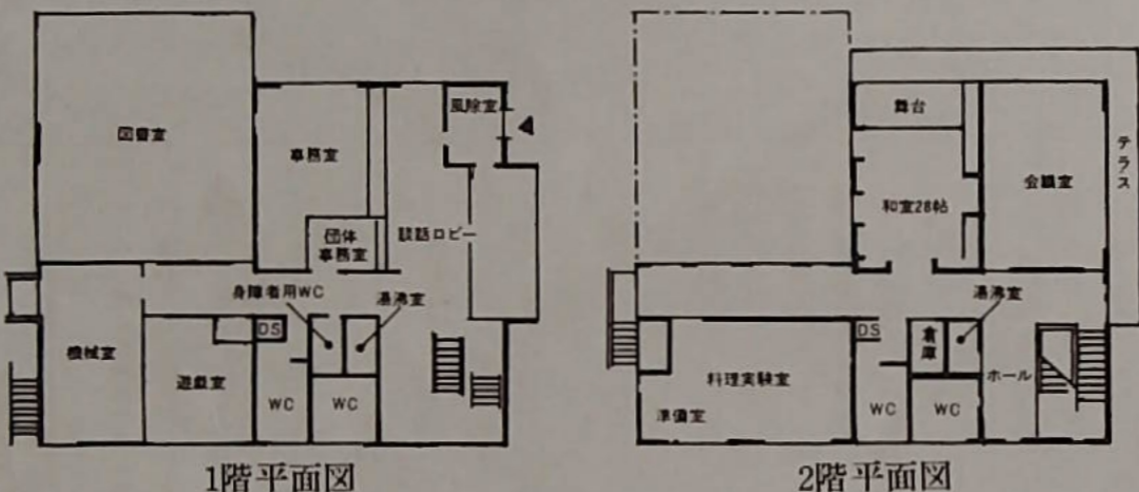


柏市政のスローガン「ふるさとづくり」の一環事業として
柏市内には、すでに八ヶ所の近隣センターが
建設され、諸々の活動運営が行われています。
その近隣センターが、増尾にも四月中旬を目標に
センター・体育館の建設が進められています。
地域住民のみなさんの活発に心ふれ合う「場」が
いよいよお目見えします。

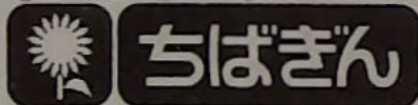
心ふれ合う住民のための「コミュニティ」 増尾近隣センターいよいよオープン！



近隣センター平面図
(延床面積983.765㎡)



まごころのサービス



増尾支店
Tel 74-7111(代)

柏市は、首都近郊という立地から近年急激な人口増加をもたらす都市化の傾向を強めています。こうした状況下で、やもすると人の心は郷土に対する愛着心や隣人愛を希薄にさせ、心ふれ合う場を失いがちになってしまいます。そこで市民が心の底から愛し誇れる郷土づくりへの礎として増尾近隣センターが四月中旬にオープンします。このセンターを、地域自治住民の心ふれ合う市民運動の啓発の「場」として、文化、スポーツ、レジャーに、体力づくりにおおいに活用されて、生き生きとした楽しい地域の自治を盛り上げましょう。

市は、その活動の場として、増尾近隣センターを建設いたしておりますので、大いに利用していただきたいと思っております。今後増尾地域の皆さん一人一人が地域への愛着を深め、参加のふるさとづくりが、より推進され、心の通い合う地域生活と、心から誇れるわがまち「かしわ」が築きあげられますよう心からご期待を申し上げます。ご挨拶いたします。

柏市長 鈴木 真
市民の皆さんと市との協力が「ふるさと運動」の柱です。新年明けましてお目出度うございます。輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

増尾近隣センター機関誌の「愛称」を募集集中！
●愛称命名者賞(一名)組み布団(敷掛一式)をプレゼント
●★スポンサー(寝具のコンドウ店)★同一名複数の場合は抽選★応募は、官製ハガキで、氏名、年齢、住所を記入。★メ切二月十五日消印有効。★宛先・増尾八六一八(広報担当)谷戸晴夫宛

柏市長 鈴木 真
市民の皆さんと市との協力が「ふるさと運動」の柱です。新年明けましてお目出度うございます。輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

各地区に近隣センターがオープン致しておりますが、増尾地区にもいよいよ増尾近隣センターがオープン致す運びとなりました。近隣センターは、地域住民が地域住民のために自分達の手でより良い地域社会を形成していくためのものがあります。従って運営委員会も、すべて住民代表によって、発足いたしました。運営委員会では、会則、事業計画等々、各委員鋭意研究に励んでまいりました。この近隣センターを心と心のふれあいの「コミュニティ」の場として、老人を敬い、子供達を愛し、教育を重んじ健康的で安全な環境づくり、よいふるさとづくりを目指したいと考えます。この「明るく住みよい地域社会づくり」の主旨をご理解いただき、増尾近隣センターを大いに活用いただき、心豊かなふるさとづくりの心ふれ合いの場として有効にご利用されますよう希望し、ご挨拶いたします。

車のことなら、サービスモーターのハシモトモータースへ

車検/販売

整備の橋本モータース

Tel. (72)4334, (73)1528

米とプロパンガス・灯油の店

(有)足達米店

柏市役所土出張所そば
☎(73)2233代

布団綿うち直し!
仕立調整(カーテン仕立工事)

インテリア・総合寝具

寝具のコンドウ

☎72-5382・8439 逆井駅入口

柏市増尾近隣センター運営協議会会則

昨年十一月十六日、十六町会の住民代表による運営協議会設立総会に於て左記の会則が承認されました。

●名称
 第一条 本会は、柏市増尾近隣センター運営協議会(以下「協議会」といふ)と称し、事務所を柏市増尾近隣センター(以下「近隣センター」といふ)内に置く。

●目的
 第二条 協議会は、住民自治の精神にのっとり、地域における住民相互の交流と活動を通じて、心豊かなふるさとづくりを進めるとともに、近隣センターの運営に参画することを目的とする。

●構成
 第三条 協議会の委員は、近隣センターの所管する地域(以下「地域」といふ)の町会又は自治会によって選出された者をもって構成する。ただし、各種団体の代表者及び学識経験者を加えることができる。

●役員
 第四条 協議会に次の役員を置く。
 会長 一名
 副会長 二名
 理事 二十一名
 会計 二名
 監査 三名

●顧問
 第五条 会長は、協議会の同意を得て、顧問を置くことができる。

●役員及び役員の任期
 第六条 会長、副会長及び理事の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

●役員及び役員の互選
 第七条 会長、副会長及び理事は、協議会の委員の中から互選する。

●役員及び役員の職務
 第八条 会長は、協議会の運営等に関する事項を議決するため、少なくとも毎年一回開催するものとする。

●役員及び役員の報酬
 第九条 協議会の役員及び理事は、報酬を受けない。

●役員及び役員の選任
 第十条 協議会の委員は、地域の町会又は自治会の代表者(町会長又は自治会長)をも

り、協議会を代表する。

●役員及び役員の設置
 第十一条 協議会は、近隣センターの効率的な運営を図るため、事務局を設け、又必要に応じて専門部を置くことができる。

●役員
 第十二条 協議会に次の役員を置く。
 委員長 一名
 副委員長 二名
 事務局次長 一名
 事務局員 若干名
 専門部長 若干名

●委員会
 第十三条 協議会は、委員長が招集し、議長となる。

●会計
 第十四条 協議会の経費は、補助金、その他の収入によってまかなう。

●執行細則
 第十五条 この会則の施行細則は、運営委員会の議を経て別に委員長が定める。

●附則
 第十六条 この会則は、昭和五十五年十一月十六日から施行する。

●役員及び役員の職務
 第十三条 協議会の委員は、地域の町会又は自治会の代表者(町会長又は自治会長)をもつて構成する。

●役員及び役員の設置
 第十四条 協議会は、近隣センターの効率的な運営を図るため、事務局を設け、又必要に応じて専門部を置くことができる。

●役員
 第十五条 協議会に次の役員を置く。
 委員長 一名
 副委員長 二名
 事務局次長 一名
 事務局員 若干名
 専門部長 若干名

●委員会
 第十六条 協議会は、委員長が招集し、議長となる。

●会計
 第十七条 協議会の経費は、補助金、その他の収入によってまかなう。

●執行細則
 第十八条 この会則の施行細則は、運営委員会の議を経て別に委員長が定める。

●附則
 第十九条 この会則は、昭和五十五年十一月十六日から施行する。

●役員及び役員の職務
 第十三条 協議会の委員は、地域の町会又は自治会の代表者(町会長又は自治会長)をもつて構成する。

●役員及び役員の設置
 第十四条 協議会は、近隣センターの効率的な運営を図るため、事務局を設け、又必要に応じて専門部を置くことができる。

●役員
 第十五条 協議会に次の役員を置く。
 委員長 一名
 副委員長 二名
 事務局次長 一名
 事務局員 若干名
 専門部長 若干名

●委員会
 第十六条 協議会は、委員長が招集し、議長となる。

●会計
 第十七条 協議会の経費は、補助金、その他の収入によってまかなう。

●執行細則
 第十八条 この会則の施行細則は、運営委員会の議を経て別に委員長が定める。

●附則
 第十九条 この会則は、昭和五十五年十一月十六日から施行する。

増尾近隣センター運営委員会役員構成

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 委員長 | 吉田 稔 | 事務局次長 | 佐藤 秀哉 | 広報部長 | 谷戸 晴夫 |
| 副委員長 | 塚田 裕也 | 事務局員 | 小川 一明 | 福祉部長 | 小野 勝之 |
| | 堀越 精治 | | 戸村 英吉 | 文化部長 | 小林 一夫 |
| 事務局次長 | 帯刀 直治 | 会計担当 | 有馬 松雄 | 保健体育部長 | 藪崎 奨 |

近隣センター使用のきまり

一、センターを使用できるのは、原則として柏市民とします。

二、休館日
 (1)月曜日 (2)祝日の翌日
 (3)年末年始(十二月二十八日から一月四日まで)

三、使用時間
 (1)午前九時から午後五時まで
 (2)午後五時以降使用するときには事務局が認めたものについては午後九時三十分まで使用できます。

四、使用申込み手続き
 (1)使用する日の一ヶ月前から二日前迄にセンターに申込みして下さい。
 (2)受け付けは、午前九時から午後五時まで、但し土曜日は正午までとする。

五、センターの使用禁止
 (1)冠婚葬祭、営利行為、娯楽等の使用はできません。
 (2)その他

六、その他
 (1)センター利用のための来場は、駐車場設備がありませんので自動車での来場はできません。
 (2)開館までに「柏市増尾近隣センター案内」が発行されますので使用上の注意、使用区分等が書かれていますので、よくお読みになって下さい。

運営協議会組織図

●構成メンバー①各町会代表②団体代表③学識経験者
 ●役員/会長(1名)副会長(2名)理事(21名)会計(2名)

●構成メンバー①各町会長(16名)②役員/委員長(1名)副委員長(2名)

事務局
 広報 福祉 文化 保健体育

監査

市役所

顧問

編集後記

本日は、本会のお手元「増尾近隣センター」創刊号を配布致しました。不馴れながら運営協議会事務局(広報部)で作成いたしました。第二号からは地域の中心の濃いコミュニケーションの役割を果たすべく、みなさまの御声援を頂戴しております。なお、御意見、御要望、御感想、御質問等ございましたら、お寄せ下さい。

広報担当 谷戸 晴夫
 増尾八六八
 ☎七四一三三五

増尾近隣センター運営協議会役員リスト

| 役職 | 職 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|-----|-------------|---------|----|----|
| 会長 | 土農協組合長 | 吉田 好一 | | |
| 副会長 | 老人クラブ会長 | 友野 友市 | | |
| | 民生委員 | 酒巻 七郎兵衛 | | |
| 理事 | 増尾町会長 | 吉田 稔 | | |
| | 加賀町会長 | 塚田 裕也 | | |
| | 藤心第3町会長 | 堀越 精治 | | |
| | 松野台自治会副会長 | 帯刀 直治 | | |
| | 藤心グリーン団地町会長 | 小林 一夫 | | |
| | 名戸ヶ谷町会長 | 藪崎 奨 | | |
| | 藤心町会長 | 金子 政治 | | |
| | 白鷺町会長 | 當間 盛吉 | | |
| | 第1住宅町会長 | 小野 勝之 | | |
| | 藤心葉貫台町会長 | 安藤 一朗 | | |
| | 増尾東映第2町会長 | 谷戸 晴夫 | | |
| | あざみ町会長 | 阿部 勝雄 | | |
| | 子供育成会増尾西小支部 | 山崎 薫子 | | |
| | 婦人部 | 五十嵐 薫 | | |
| | 母子福祉 | 今泉 恵子 | | |
| | 青少年相談員 | 山野辺 和雄 | | |
| | 松野台自治会長 | 塚本 盛平 | | |
| | 土小PTA会長 | 山野辺 操 | | |
| | 増尾西小PTA会長 | 小原 幸子 | | |
| | 藤心小PTA会長 | 芝田 試 | | |
| | 土中PTA会長 | 福田 清彦 | | |
| 会計 | 増尾東映町会長 | 有馬 松雄 | | |
| | 消防団 分団長 | 金子 利一 | | |
| 監査 | 防犯組合土支部長 | 神宮 初雄 | | |
| | 土小校長 | 早川 茂 | | |
| | 土中校長 | 吉野 英紀 | | |
| 顧問 | | | | |
| 顧問 | 柏市議会議員 | 青柳 直樹 | | |
| | 前柏市議会議員 | 石橋 剛 | | |
| | 土公民館長 | 早川 農夫雄 | | |
| | 元土公民館長 | 岩立 清彦 | | |
| | 元柏市緑化審議会議長 | | | |

お仕立ては「おたふくわたくし」の当店で...
 (カーテン・ジュタン) お布団の打直し仕立承ります。

寝具のワカ

繊維製品品質表示者D-TB9038
 増尾駅前商店街 ☎(72)0396 逆井駅前 ☎(74)4353

プリチストーンサイクル柏地区トップ特約店
 (有)増尾サイクルセンター
 出張修理大歓迎 ☎72-3054

ナショナル電化製品●取扱い店
 日立

吉田電機店

 Tel.72-4226 柏市増尾2135

あなたの街の

千葉興業銀行

 逆井支店 TEL 73-1161